

第 322 号丹波市商工会FAXレター

2021/2/24 発行

税理士による個別相談会のお知らせ

確定申告に関する無料相談会を下記の日程で開催いたします。

事前予約が必要ですので、ご希望の方は、希望する日時を商工会へご連絡ください。

【開催日】 【税理士】

- ①3月 1日(月) 中尾 仁志 税理士
- ②3月 3日(水) 芦田 宏美 税理士
- ③3月 5日(金) 山田 潔 税理士
- ④3月 8日(月) 足立 和彦 税理士

【相談時間】 <1 事業所 60 分>

- ①10:00~11:00
- ②11:00~12:00
- ③13:00~14:00
- ④14:00~15:00

【問合せ】 第一経営支援課 足立香奈江

丹波地域内での商談会 (丹波の農産物・加工食品) 開催のご案内

■開催日時と会場

日時：2021年3月2日(火) 13:00~17:00

※事前予約が必要です

①13:00~、②14:00~、③15:00~

④16:00~ (17:00 終了)

会場：丹波市春日福祉センター

「ハートフルかすが」大会議室

■対象者

飲食店事業、食品加工事業、宿泊事業、流通事業
イベント催事企画などに関わる方など

■締切 2/25(木)

■申込・問合せ先

株式会社ご近所

TEL: 0795-78-9603

(平日 10:00~17:00)

■主催 丹波ブランド農商工連携推進委員会



申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限 令和3年4月15日(木)まで延長

《申告期限・納付期限》

《振替日》

税目	延長後	延長後
申告所得税		令和3年5月31日(月)
個人事業者の消費税	令和3年4月15日(木)	令和3年5月24日(月)
贈与税		

～確定申告会場への来場を検討されている方へ～

- 新型コロナウイルス感染症の感染リスクを軽減するため、ご自宅から申告できる e-Tax をぜひご利用ください。e-Taxはこちら <https://www.keisan.nta.go.jp/kyoutu/ky/sm/top#bsctrl>
- 申告のご相談は、ご自宅からお電話やチャットボットでも可能です。e-Tax で分からないことがある場合についてもお電話でお尋ねいただけますので、ぜひチャレンジしてください。
チャットボットはこちら <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/chatbot/index.htm>
- ※確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です
- 会場内の混雑緩和のため、確定申告会場への入場には、入場できる時間枠が指定された「入場整理券」が必要です。
- 入場整理券は各会場で当日配付しますが、LINE を通じたオンライン事前発行も可能です。
①LINE アプリから国税庁 LINE 公式アカウントを友だち追加②「トーク」画面から「相談を申し込む」を選択③税務署や来場希望日時を選択④内容を確認して「申込」をタップすれば完了
- 入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いする場合があります。
当日の配付状況は、国税庁ホームページから確認できます。
<https://www.nta.go.jp/about/organization/takamatsu/topics/seiriken/index.htm>

〒669-3601 丹波市氷上町成松 140-7 (本所) 現在の会員 数 事業所 2022
☎ 0795-82-3476 / FAX 0795-82-7601 Eメール✉ info@tanba.or.jp

第 322 号丹波市商工会FAXレター

2021/2/24 発行

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の支給について 緊急事態宣言に基づく緊急事態措置（第2期:2月8日以降の時短要請分）

■対象者

県の要請に応じて時短営業に協力いただいた店舗を運営する事業者

■支給要件

定休日等の店休日を除く全ての営業日に継続して、時短営業（休業を含む）に協力していただいた店舗単位に支給します。※業種別ガイドライン等に基づく感染防止の取組を行い、「感染防止対策宣言ポスター」を掲示することが必要です。

📌「感染防止対策宣言ポスター」のダウンロードはこちらから📌

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/senngennposter.html>

■支給額等

対象期間：令和3年2月8日(月)～3月7日(日)

対象施設：県内全域の、飲食店・遊興施設のうち食品衛生法上の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗（酒類を提供する店に限定しません）

要請内容：通常、午後8時以降も営業している店舗が、営業時間を午前5時から午後8時まで（酒類の提供は午前11時から午後7時まで）に短縮すること

支給額：1日あたり6万円/店舗×時短営業日数

■申請に係る必要書類

①申請書

★②運転免許証等申請書本人確認書類の写し

★③通帳の写し（表紙と見開き1ページ目）

【以下、時短営業施設・営業実態の確認できる書類】

★④確定申告書又は税務署への開業届

※時短営業要請への協力開始日の前日までに飲食店営業許可証を取得し、かつ開業した店舗が対象

★⑤飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の写し

★⑥通常の営業時間が分かる書類

（店舗HP・ショップカード・パンフレットの写し、店内表示の写真など）

⑦店頭掲示又は店舗HPに掲示した時短営業告知文の写真又は写し

★⑧屋号が確認できる店舗の外観及び内観写真

⑨感染防止対策宣言ポスターを店頭に掲示していることが確認できる写真

※時短営業要請期間中すべて休業する場合は写真の提出不要

■支給時期・申請方法

要請期間が終了した後、受付を開始する予定ですが、具体的な受付時期・申請方法は、決定次第公表予定です。

■問合せ

兵庫県時短協力金コールセンター

電話：078-361-2501

受付時間：平日 午前9時～午後5時

※第1期：2月7日までの時短要請分の
申請期限は令和3年3月1日（月）までです！
申請がお済みでない方はお早めにご対応をお願いします